

貯蓄預金規定

1.(取扱店の範囲)

この預金は当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2.(預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。

3.(払戻回数超過手数料)

- (1) 毎月1日から月末までの1か月間に5回をこえて払戻しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、当金庫所定の払戻回数超過手数料をいただきます。ただし、20万円以上40万円未満の金額階層（20万円型）の場合は不徴求とします。
- (2) 前記（1）の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動的に引落します。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4.(自動支払い等)

この預金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

5.(利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日にこの預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は、金額階層20万円型の場合には20万円、金額階層40万円型の場合には40万円とし、それぞれに適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
 - ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

6.(印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8.(解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳とキャッシュカードを発行している場合にはそのキャッシュカードを持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が「普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」の第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合。
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ⑥ 普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定第10条（取引の制限）第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合。
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由が無く当金庫からの確認に応じない場合。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」とい

- う)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前記(2)(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳とキャッシュカードを発行している場合にはそのキャッシュカードを持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

7. (未利用口座管理手数料)

- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下、本条において「手数料」といいます)をいただきます。
- ① 預入れまたは払戻し(利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます。)の利用が2年以上一度もないこと
 - ② 預金残高が1万円未満であること
 - ③ 同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がないこと
 - ④ 同一店舗において、借入れがないこと
- (2) 前項すべての条件に該当した場合、口座名義人に対しお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものと

みなします。ご案内文書の送付後、3ヶ月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から、払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。

- (3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。
- (4) ご負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用には応じられません。

この他については、「普通預金（決済普通預金（無利息型）を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」をご参照ください。

以上

（2024年9月1日現在）